

平成25年度第1回大阪狭山市議会定例会提出議案の概要（議員提出）

●議員提出議案第1号関係 大阪狭山市議会定例会の回数を定める条例の一部改正について

○主な改正点

本市議会において通年議会を実施するに当たり、現在、毎年4回の定例会の招集を年1回に改めるとともに、その会期を通年と規定する。

●議員提出議案第2号関係 大阪狭山市議会会議規則の一部改正について

○主な改正点

【通年議会関係】

- ・通年とする定例会の会期については、招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める。
- ・通年となる会期中の会議については、改正前と同様に年4回開くこととする定例会月議会や緊急な場合に開く緊急議会などを規定し、また、改正前の定例会の会期を改正後は議会期間と規定する。
- ・一事不再議の取扱いについては、一度議決した案件と同一の案件は、同一の議会期間中は再び提出することができないものとする。
- ・一般質問については、原則として一問一答方式により行うことを規定する。
- ・本会議又は委員会での質問又は質疑に対して、論点を明確化し議論を深める目的がある場合において、市長等に反問権を付与する。

【昨年9月に公布された地方自治法の一部改正関係】

- ・本会議における公聴会の開催及び参考人の招致の手續について、必要な規定を設ける。

【その他】

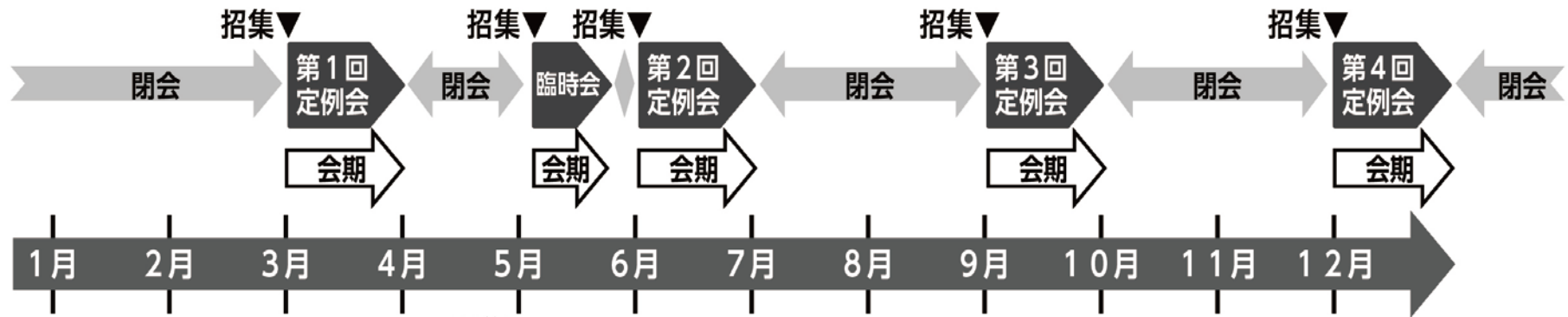
- ・本市議会での議会運営の実例及び全国市議会議長会標準会議規則との整合などにより、規定の整備を行う。

◎施行期日

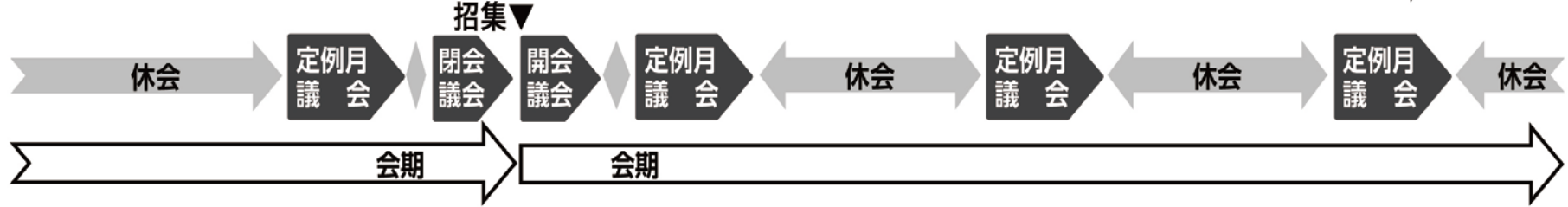
- ・上記2議案については、いずれも平成25年4月1日から施行する。

大阪狭山市議会の通年議会のイメージ

改正前



改正後



●議員提出議案第3号関係 大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○主な改正点

平成23年7月1日から本年3月31日までとしている議員報酬の4%を減額する措置について、平成27年3月31日まで延長する。